三重県土地家屋調査士会災害義援金取扱規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、災害時において三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）に寄せられた義援金の取扱いを適正かつ確実に処理するために必要な事項を定めるものとする。なお、寄せられた義援金は、被災した会員及び事務局職員（以下「被災会員等」という。）へ交付する。

（義援金の受付）

第２条　義援金の寄贈があったときは、その都度義援金受付簿（様式第１号。以下「受付簿」という。）に受付年月日（入金日）、金額、寄贈者の氏名、通帳記帳名を記載し、受付の状況を明らかにするものとする。

（義援金の保管）

第３条　受領した義援金は、本会一般会計外とし、別途義援金口座を開設して取扱うものとする。

（配分委員会）

第４条　義援金の公平な配分を確保するため、災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

３　委員長は、会長をもって充て、委員会を総括する。

４　副委員長は、副会長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

５　委員は、本会常任理事にある者を充てる。災害の規模及び程度により、その都度会長が指名する者をもって充てることができる。

６　委員会は、義援金の配分、配分対象者、配分方法を決定する。

（義援金の配分）

第５条　被災会員等への義援金の配分は、委員会の決定に基づいて行うものとする。

（義援金の支出）

第６条　被災会員等への配分のため、義援金を支出する場合は、委員会の指示により、義援金支給明細書（様式第２号）に記載のうえ支出するものとする。

（被災会員等への交付）

第７条　本会から被災会員等への義援金交付は、被災会員等が指定する口座へ振込む方法又は直接被災会員等に手交のうえ義援金受領書（様式第３－１号）を徴する方法をもって交付するものとする。

（監査）

第８条　配分委員会は、第４条第６項に関する監査を受けなければならない。

２　前項の監査は、本会監事が行うものとする。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、理事会の決議による。

附　則

１　令和７年１０月１５日から施行する。